

平成7年度の植物防疫事業の進め方について

農林水産省農蚕園芸局植物防疫課 **よし** **むら** **まさ** **き**
吉 **村** **正** **機**

日本農業を取りまく社会、経済情勢は非常に大きく変化しつつある。言うまでもなくガット・ウルグアイラウンド合意を受けたWTO協定の批准である。

そして、今後の施策の重点事項、21世紀に向けた農業構造の早期実現と、新たな国境措置の下での生産・流通体制の整備、農業体質強化、地域活性化等ラウンド合意の実施期間を通じた所要の対策の具体化とその推進においては、農業生産技術の一つとしての植物防疫には一層の貢献が期待されているところであり、また課せられた責務にも大きなものがある。

最近の植物防疫関係の案件は多岐にわたり、それぞれが現在そして今後の植物防疫事業の推進方向に大きな意味を持っているものばかりであるが、そのうちいくつかを紹介する。

1 環境保全型農業の推進

まず、当面する課題の一つは、環境保全型農業と植物防疫事業の調和ある推進である。

平成5、6年と連続した正反対の異常気象下での経験は、農業の適正使用による防除が農業の安定生産にとって不可欠であることを、農業者のみならず多くの一般国民に広く知らしめることとなったが、一方、水田初期除草剤問題や水道水源問題に端を発した水を巡る議論や臭化メチルのオゾン層破壊問題でも明らかのように、社会的に環境問題についての関心が極めて高くなってきていることも事実である。

環境保全型農業というのは、単純に肥料や農薬の投入を減らすことで実現するものではなく、農業の産出する農産物の価値と、そこで安定的、継続的に農業が営まれる結果生ずる多面的な環境保全効果と農業が環境に及ぼす負荷を総合的に評価し、トータルのプラスをいかに高めるかという視点に立って、地域の条件に応じて農法そのものを再構築することによって成り立つものであると考える。今後、そのような環境保全型農業の推進に配慮した植物防疫事業のあり方に具体的イメージを明確化することに取り組む必要がある。

2 防除体制の再整備

二つ目の課題は、平成5年のいもち病の全国的な大発生要因を分析する過程で明らかとなってきた防除体制

の再点検と整備である。いもち病そのものは、発生予察情報に基づく適期の農薬散布により防除可能な体系ができ上がっており、実際の大発生時にもこの防除体系が極めて有効であることが全国各地で立証された。しかし、一方では発病の地域間差、圃場間差が今までの多発生時にはなく顕著であったとの指摘がある。航空防除等共同防除の威力が再認識された反面、個人防除に頼らざるをえない地域では高齢化、兼業化の深化による労力不足等から防除適期を逃し、被害を大きくした例も多数報告されている。

今後、発生予察情報の一層の精度向上、よりきめ細かく対応できる予察システムの確立と情報伝達の迅速化等が大きな課題である。また、航空防除や無人ヘリコプターによる共同防除などの充実、普及を図ることが急務である。さらに兼業化や高齢化の進んだ地域では受託防除組織の整備についても検討が必要である。今後農業の国際化が一段と進展すると予想される状況においては、先に取りまとめられた「新政策」で示された活力ある農業構造を早期に実現することが、今後の農政の基本であることは疑いのない事実であり、このためにも防除体制の再整備は極めて重要な課題であるといえるであろう。

3 植物検疫の国際調和

農産物の輸入量は増大する一方であるが、わが国からの農産物の輸出についても関心は高い。これら、国際間の農産物貿易に伴う病害虫の伝搬・まん延を防止するため、植物検疫の業務はますます増大するとともにその責務も大きくなっている。

ラウンドにおいて議論されてきた「衛生及び植物検疫措置の適用に関する協定」が最終合意されたところであるが、この合意を受けてFAOは植物検疫の国際的調和を図ることとし、このための専門家委員会を設置した。今後国際基準が作成されれば、病害虫の侵入を防止することによりわが国農業生産の安全を図るという植物検疫の本来の目的を堅持しつつ、国際基準との調和を図るための検討を進めなければならない。

わが国としてもこのFAOの専門家委員会に専門家を派遣しわが国の立場を主張していくとともに、今後植物検疫の国際的調和を進める上でのキーテクノロジーとしての「病害虫の危険度評価」の日本型手法の開発を急がなければならない。

4 平成7年度事業の推進

以上のような諸情勢を踏まえて平成7年度の植物防疫事業は次のように推進する。

平成7年度予算の編成においては、従来の植物防疫に関する補助事業を全面的に見直し、発生予察、防除、農薬対策の各事業を従来にも増して総合的に推進する整備・拡充を行った。

① 総合的な防除の推進

一般病害虫及び難防除病害虫の防除対策を総合的に進める「総合防除技術確立推進事業」と、農業現場において自ら予察し、防除の意志決定をして先進的防除機器による防除を推進していくシステムの実証展示を行う「革新的防除システム確立実証事業」を新たに実施することとした。

病害虫や雑草の防除手段としては、昔から色々な手法が、各作物、各病害虫・雑草に対して試みられてきた。しかし、化学農薬以外の防除手法については、効果が今一つであったり、コストや労力がかさんだり、流通・消費者の高品質ニーズに対応できなかつたり、あるいは個々の技術の体系化が困難であったりして生産現場への普及定着が大変難しい状況にあった。これらの背景には、農業者の高齢化、兼業化のますますの進行や、生産現場が中山間地へ追われていったなど、農業の構造的な変化も大きく影響している。しかし、近年、環境保全に対する意識の高まり、化学農薬以外の防除方法への関心の高まり、多様な消費者ニーズの顕在化など、社会的な背景も大きく変わってきていることから、病害虫防除の対策を総合的に体系付けるとともに、実際の現場において発生予察と防除の有機的な連動を持ったモデル地域の実証展示を行い、今後の病害虫防除のあり方を示していくというものである。これら事業の精力的な推進が期待される。

② 情報の高度化

高度情報化社会の成熟という中で注目を受けている発

生子察事業であるが、今後の病害虫・雑草防除を進めていく上で迅速で的確な情報の伝達と利用は極めて重要なポイントであると考えられる。発生予察情報そのものばかりでなく、情報作成の根拠となった膨大な調査データ、予察に欠かせない各種気象観測データ、膨大で頻繁に更新される農薬登録情報等の情報の有効活用や、関係者が情報交換できるコミュニケーション型のネットワーク作りを目指し、従来の発生予察事業関係者のみならず、行政、国公立試験場、団体、資材メーカー等植物防疫関係者はもとより、改良普及員や農協の営農指導員、市町村の関係者など現場の防除指導者をも巻き込んだ、植物防疫の総合的な情報ネットワークシステムを構築するための予算も要求しているところである。

③ 農薬の適正使用・水質保全関係

昨年来の水道水源を初めとする水質保全に対する関心の高まりを背景に、生活排水、下水道等の整備の推進や、水道消毒副生成物であるトリハロメタン対策が講じられつつある。これら水質保全関連対策については、昨年12月の中央環境審議会で検討されたが、この中で農薬についても、農薬取締法等による対策の強化について検討があったところである。

これらの動きを踏まえ、農薬関係の諸対策が講じられているが、CNP問題にみられるように、今後も水質問題は社会的関心も非常に高く、今後の状況如何ではさらなる規制の強化が実施される様相にあることから、特に農薬による水質汚濁の防止のための取り組みの徹底が必要である。

このため、「農薬適正使用推進対策事業」において農作物・土壌中での農薬残留の調査、危害防止対策、消費者等への啓発のための体制整備を行うとともに、環境とりわけ水質影響に配慮した防除が実施できるよう、農地等で使用される農薬の水質影響に関するモニタリングを行い、その流出を積極的にコントロールする総合的な管理システムを構築することとしている。